

11472P-00

2025

年度版

TAC行政書士講座  
滝澤ななみ編集協力

15年連続

売上  
No.1\*

# 行政書士教科書

みんなが欲しかった!



便利な  
インデックス  
シール



見やすい  
フルカラー!

別冊六法  
で条文も  
チェック!

初学者も独学者もどんどん理解できる!  
使いやすくて分かりやすい教科書

全体像がつかめる  
スタートアップ講座! + 5分冊に分解できる!

# はじめに

---

本書は、行政書士試験の試験科目についてまったく知識がない人でも、最初に手に取る1冊として役立つよう、普段の自分の生活と並行させて学習し、行政書士試験に合格するための基礎知識をきちんと身に付けられるよう、わかりやすさを重視して編集したものです。

ここでいうわかりやすさとは、体系的に理解しながら学習できるということです。

行政書士試験で出題される科目は、学習範囲が広く、かつ、細かいため、最初から細部ばかり見ていると、全体像がつかめなくなり、体系的な理解がおろそかになります。そこで本書では、各科目の内容の全体像をつかみやすいように、全科目の概要がわかるスタートアップ講座と、各科目の冒頭には科目ガイダンスを設けました。また、本文は各科目の基本事項を中心に収録し、その科目的理解には影響しない細部は大胆にカットすることで、メリハリをつけた学習ができるように構成しました。さらに、フルカラーレイアウトにより、視覚的にも各項目のイメージをつかみやすくなるよう心がけました。

行政書士試験対策の基本的な学習プランとしては、最初のステップとして、

- ① 本書を使って、細部にはこだわらず基本事項だけを読む学習
- ② 問題集を使って、良問をたくさん解きながら知識の定着を図る解く学習
- ③ 再び本書に戻り、合格に必要な事項を覚える学習

の順に進めていきましょう。ここではあまり手を広げず、合格ラインの少し上を狙った学習に絞ることがポイントです。

そして、それができたら次のステップとして、苦手分野の克服や加点要素となる項目を増やすことを心がけましょう。

本書は、2025年度試験において、合格ラインの少し上を狙った学習をするため、最初のステップとして正しい道標となるよう、さらに、次のステップとして少し手を広げた学習をできるようなものとしました。

最後に、本書を十分に活用し、日々の努力を続けることによって、皆さまが行政書士試験合格の栄冠を手にされることを心よりお祈りいたします。

2024年11月

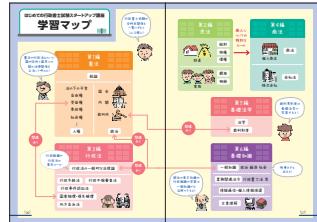
TAC行政書士講座

# 本書の特長と効果的な学習法

## 1 スタートアップ講座

行政書士試験で学ぶ内容をざっくり知ろう！

本書の最初に、行政書士試験の初学者向けに「スタートアップ講座」を用意しました。ここでは、これから学ぶざっくりとした学習内容と重要項目30を知ることができます。試験全体の概要をつかむことは、効果的な学習の第一歩です。



## 2 学習ガイダンス

これから学ぶ科目の概要を知ろう！

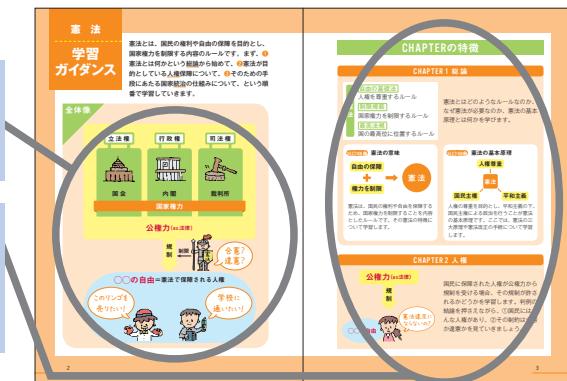
各編の冒頭には、学習ガイダンスがあります。初学者の人でも安心して学習スタートを切ることができます。

### 各編の概要を知ろう

**● 全体像**  
科目的全体像を示す重要な骨格を図示していますので、まずはイメージをつかみましょう。

**● 各CHAPTER、SECTIONの概要**

CHAPTER、SECTIONごとの象徴的なイメージをイラストや図表で示しました。



### 各編の試験傾向を知ろう

傾向と対策	
概説では、特に「5肢択一式」と「多肢選択式」が頻出形式として挙げられていますが、学習の際は、これら2つともよく覚えておきましょう。ただし、「人権」では選択問題を中心に出題されることが多い傾向があります。	
傾向と対策	傾向と対策
概説	概説
1. 宪法の基礎知識	1. 宪法の基礎知識
2. 行政法の基礎知識	2. 行政法の基礎知識
3. 民事法の基礎知識	3. 民事法の基礎知識
4. 法律の実務知識	4. 法律の実務知識
5. 人権の基礎知識	5. 人権の基礎知識
6. その他知識	6. その他知識
1. 1次 考査	1. 1次 考査
2. 2次 考査	2. 2次 考査
3. 3次 考査	3. 3次 考査
4. 4次 考査	4. 4次 考査
5. 5次 考査	5. 5次 考査
6. 6次 考査	6. 6次 考査
7. 7次 考査	7. 7次 考査
8. 8次 考査	8. 8次 考査
9. 9次 考査	9. 9次 考査
10. 10次 考査	10. 10次 考査
11. 11次 考査	11. 11次 考査
12. 12次 考査	12. 12次 考査
13. 13次 考査	13. 13次 考査
14. 14次 考査	14. 14次 考査
15. 15次 考査	15. 15次 考査
16. 16次 考査	16. 16次 考査
17. 17次 考査	17. 17次 考査
18. 18次 考査	18. 18次 考査
19. 19次 考査	19. 19次 考査
20. 20次 考査	20. 20次 考査
21. 21次 考査	21. 21次 考査
22. 22次 考査	22. 22次 考査
23. 23次 考査	23. 23次 考査
24. 24次 考査	24. 24次 考査
25. 25次 考査	25. 25次 考査
26. 26次 考査	26. 26次 考査
27. 27次 考査	27. 27次 考査
28. 28次 考査	28. 28次 考査
29. 29次 考査	29. 29次 考査
30. 30次 考査	30. 30次 考査

### ● 傾向と対策

5肢択一式、多肢選択式、記述式という異なる出題形式ごとに、それぞれの出題傾向等を示しながら、留意するポイントを的確に示しています。

### ● SECTIONごとの出題履歴

過去10年間の本試験における出題履歴を、出題形式ごとに示しています。単元別の学習配分を決める際や、出題傾向の把握に役立ててください。

択 = 5肢択一式

多 = 多肢選択式

記 = 記述式

※ 択 = 5肢択一式で2問出題

### 3 いざ本論学習！ 合格レベルの知識を身につけよう！

いよいよ学習スタート。まずは、「本文」をじっくり、力を入れて読み込みましょう。「側注」についても可能な限り、あわせて読んでください。ただし、負担感があるようなら「本文」のみをまず読むようにしましょう。

本文

#### 1 法律上の争訟

法律上の争訟とは、①当事者間の具体的な権利義務関係に関する争いであって、②法令を適用することによる争いであることをいいます。「貸したお金を返す」「この土地は私のものだ!」などで争うことになっていてが法律上の争訟にあたり、裁判で解決することがあります。

II 司法審査の可否

裁判所で争いごとにに対して法律判断を下すのが仕事。法律上の争訟にあたらない場合は審査できません。信仰の対象の価値または宗教上の教義に関する争いにあたります(板 manifold<sup>2</sup>事件:最高判56.4.7)。

司法審査の可否について、法律上の争訟に該当するか否か見てみましょう。

■ 司法審査の可否

法律上の争訟	該当しない	審査しない
該当する	特別な法律がある場合ほか	審査しない
司法権の限界	あたらない	審査する

側注

#### 1 法律

裁判所の争訟は76条第1項です。最高裁判所の権力がいかに強大かが窺えます。法律上の争訟や司法審査の問題に対する裁判所の権限を規定する「裁判所の権限」とか「司法権の限界」の中なかで、審査の可否についての明確な知識を得ることができます。

本文 ページ 1

裁判所法第3条第1項では、裁判所は、法律上の争訟の手続を審理することができます。例外が二つあります。  
1. 裁判所は、宗教上の教義に関する争いに該当するか否か見てみましょう。

■ 司法権の限界

国会で通常法によって公布された法律について、裁判所は、司法の主権を尊重して、法定の裁判手続に関する事実を審理してその有効無効を判断すべきではない(最高法改正無効判:最高判明37.3.27)

衆議院の解散による直轄選国審法の算定に関する議論における国審行為について、裁判所による法的裁判が可能であつても司法審査の対象から除外される(清水地事件:最高判明35.6.8)

大学などの部分社会では、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は、司法審査の対象から除外される。

富山大学単位不認定事件(最高判明32.1.15)	審査しない	審査する
単位の不認定	半單の不認定	半單の不認定

行政や立法の数量に任されている行為については、司法審査の対象とはならない(朝日新報:最高判明42.5.24、毬木新報:最高判明52.7.7)

司法権の限界では、地方議会の議員に対する出席停止の処分が司法審査の対象となることを示した市議会議員出席停止事件が重要な判例です。

本書は、項目ごとに重要度を3段階で示しています。

- ★★★ 重要度 高
- ★★ 重要度 中
- ★ 重要度 低

メリハリをつけた  
学習ができます!



# 本文の要素紹介

本文は、行政書士試験合格に必要な情報だけを掲載。短期間で最大の効果が出せるよう、さまざまな要素を盛り込みました。目にやさしいフルカラーで見た目のメリハリもばっちり。最後まで飽きずに読み進めることができるのもポイントです。

The diagram illustrates the layout of a page from the book. At the top, there's a vertical sidebar for '憲法' (Constitution) with '第1編' (Book 1) and 'CHAPTER 2 人権' (Chapter 2: Human Rights). The main content area has a title 'SECTION 1 人権享有主体' (Section 1: Human Rights Holders) with a subtitle 'きょうゆう'. Below it, a large green box contains four numbered sections: 1. 外国人の人権 (Human rights of foreigners), 2. 法人の人権 (Human rights of legal persons), 3. 公務員の人権 (Human rights of public officials), and 4. 在監者の人権 (Human rights of detainees). A callout bubble says 'このSECTIONで学習すること' (Things to learn in this section). A button at the bottom left says '問題集で確認！' (Check in the problem set!) with a '002' icon. To the right, another sidebar for '憲法' (Constitution) with 'CH 1 構造' (Structure) has a blue box titled 'このSECTIONで学習すること' containing text about learning objectives. A large orange circle highlights the '憲法とは' (What is the Constitution?) section below. This section includes a '重要度 ★★★★' (Importance ★★★★) rating, a 'WBTでインストロ' (Instructor for WBT) icon, and a detailed explanation of what the Constitution is. It also features a cartoon character and a '語句' (Vocabulary) section with terms like '規則' (Regulation), '規制' (Control), and '規範' (Norm). A large grey circle highlights the '憲法を統治するには(権力)が必要' (Power is required to govern the constitution) section, which includes a diagram of a ruler and a person, and a green box explaining the necessity of power. Another grey circle highlights the '憲法は、国民の権利や自由の保障のために作られたルール（自由の基礎法）であり、國家権力を制限するルール（制限規範）といえる' (The Constitution is a rule made for the protection of citizens' rights and freedoms, and it is a rule that restricts national power (limiting rule)). The bottom right corner of the page has the number '9'.

## ●側注の紹介

本文とリンクさせた側注は、執筆講師からのアドバイス、語句説明や、細かい内容でも本試験で出題が予想される事項などをまとめたものです。

本文と側注の※数字は、原則見開きページ内の通番となっています。同じ数字が対応していますので、確認しながら読み進めてください。

The diagram illustrates the layout of the study guide. It features a central vertical column of text with various colored boxes containing side notes. To the left of the main text, there is a section titled '神田Tのインストロ' (Kanda T's Introduction) with a cartoon character. To the right, there are two summary pages: '司法権の範囲 (W1)' on page 103 and '司法権の範囲 (W2)' on page 104. The side notes include:

- 法律上の争訟**: A box explaining what constitutes a legal dispute.
- 法律上の争訟**: A box explaining the types of disputes (e.g., between individuals, between individuals and organizations).
- 司法審査の可否**: A box explaining whether judicial review is appropriate based on the nature of the dispute.
- 司法審査の可否**: A box explaining the types of disputes where judicial review is appropriate or inappropriate.
- 語句**: A box defining the meaning and usage of the term '法的争い'.
- ひっかけ 注意!**: A box pointing out common mistakes made by examinees.
- Advance 2回目に読む**: A box suggesting reading the text again for better understanding.
- 条文チェック**: A box indicating that the text has been checked for accuracy.

The summary pages on the right provide an overview of the scope of judicial power, including:

- 司法権の範囲**: A box explaining the scope of judicial power.
- (司法権の範囲) W1**: A box listing the types of disputes that fall under judicial power.
- (司法権の範囲) W2**: A box listing the types of disputes that do not fall under judicial power.

## ●アンダーラインとハイライト

本文中で、理解と暗記のために特に重要な箇所に、赤色アンダーラインとハイライト（メインカラーの網掛けた太字）を付しています。

### ●赤色アンダーライン

暗記が必須といえる重要な箇所を強調しています。5肢択一式における基本知識の習得に役立てましょう。



### ●メインカラーハイライト

判例タイトル、有名詞にあたる語句などに各編ごとのメインカラーのハイライトで示しています。多肢選択式の空欄に挿入されやすい語句や、記述式の解答に使える語句の確認として使いましょう。



### ※各編（分野）のメインカラー

第1編 [憲法]	第4編 [商法]
第2編 [民法]	第5編 [基礎法学]
第3編 [行政法]	第6編 [基礎知識]

## 4 例題で知識を定着！ 知識を確実に固めよう！

知識確認のための例題（過去問題）を用意しました。教科書で学んだ知識は、問題での確認が一番定着します。「〇×チェック」で、項目ごとに確実にマスターしていきましょう。各項目の最後に掲載されています（重要度★は除く。）

本試験で実際に出題された年度と問題番号です。

## 5 「神田Tの記述式問題対策」 試験では記述式での出題もあるよ！

本試験で出題された実際の問題を題材に、教科書に載っている知識がどのような形で記述式問題で使えるかを確認できるように、記述式問題とその解答例、教科書の掲載内容とリンクしたワンポイント解説も掲載されています。

神田Tの記述式問題対策

### 問題集にもチャレンジ！

各SECTIONを読み終えたら、「行政書士の問題集（別売り）」にチャレンジしてみましょう。「行政書士の問題集」は、本試験と同じ形式で問題が構成されています。問題集では、教科書で学んだ知識の応用力を問う問題もあり、最初は難しいと感じるかもしれませんのが、あきらめずに前に進めていけば、必ずできるようになります。

「問題集」の解説には「教科書」の該当箇所が記載してあるので、復習のときに便利です。

とっても便利！ 5冊にバラして使える!!

# セパレートBOOK形式

『みんなが欲しかった！行政書士の教科書』は、かなりページ数が多いため、「1冊のままだと、持ち運びづらい」という方もいらっしゃると思います。

そこで、本書は5分冊とし、分解して使うことができるつくりにしました。

第1分冊：第1編 憲法

第2分冊：第2編 民法

第3分冊：第3編 行政法

第4分冊：第4編 商法、第5編 基礎法学、第6編 基礎知識

第5分冊：みんなが欲しかった！行政書士試験六法



コンパクトに持ち歩きたい人：本を分解して使用できる！



全科目をまとめて持ち歩きたい人：ばらさず一冊で使える！

読者のみなさんは自分が使いやすいように、本を自由にカスタマイズして、自分だけの「本当に欲しかった教科書」を作り上げてください！

みんなが欲しかった！行政書士試験六法

条文そのものを確認する必要があるものを厳選して収録しています。

覚える必要があり、また記述式に記載する可能性がある文言は、**赤太字**になっており、付属の赤シートで隠しながら条文の文言を確認することができます。

# さらに便利！ シールの活用方法

## 分冊して使うなら「背表紙シール」で 科目もわかりやすくきれいに!!

本書は、5分冊セパレートBOOK形式!! 分冊したら「背表紙シール」できれいに5分冊に仕上げられます。

▼まずは、白い厚紙から、色紙のついた冊子を取り外します。



- 第1分冊：第1編 憲法
- 第2分冊：第2編 民法
- 第3分冊：第3編 行政法
- 第4分冊：第4編 商法・第5編 基礎法学・第6編 基礎知識
- 第5分冊：みんなが欲しかった！行政書士試験六法

※色紙と白い厚紙が、のりで接着されています。乱暴に扱いますと、破損する危険性がありますので、丁寧に抜きとってください。  
また、抜きとる際の損傷についてのお取替えはご遠慮願います。

►取り外した冊子の背表紙に「背表紙シール」を貼ります。

### [背表紙シールの貼り方]

- ①付録の背表紙シールを切れ目にそつて切り離してください。
- ②点線(….)を背表紙の両端に合わせてください。
- ③取り外した冊子の、のりのあとが隠れるように高さを合わせて貼ってください。

分冊してもわかりやすく  
見た目もきれいになります。  
使い方はコチラ!



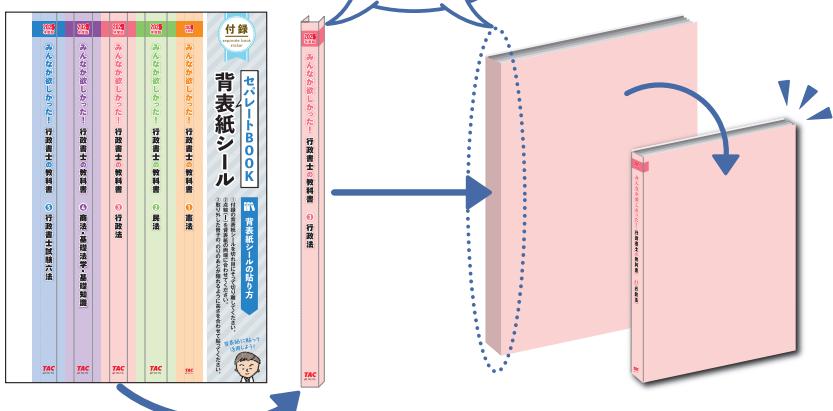
# Sectionごとの「インデックスシール」で 学習したいテーマが見つけやすくなる!

全90Sectionすべてと別冊六法の「インデックスシール」をご用意しました!  
ご自身でセレクトいただき、あなただけの「行政書士の教科書」に!



## [インデックスシールの貼り方]

- 付録のシールを切れ目にそって切り離してください。
- 各CHAPTER内にあるSectionの最初のページにシールを貼ってください。



# シリーズ紹介と活用法

入門書

実力養成

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった！行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法について説明します。



## ① 行政書士 合格へのはじめの一歩



- 「オリエンテーション編」で、行政書士という資格と行政書士試験について、さらっと確認してイメージをつかみましょう。
- 「入門講義編」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。



## ② 行政書士の教科書 本書



- まずは1回、ざっと読んで全体像をつかみましょう。わからないところがあっても、どんどん読み飛ばします。
- 本文をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
- 「例題」は必ず解きましょう。できないときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。



## ③ 行政書士の問題集



- 『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
- できなかった問題は、解説に記載されているリンクをもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。



## ④ 行政書士の最重要論点150



- 『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップして、見開き2ページ1論点（項目）の構成、図表中心でまとめています。

## ⑤ 行政書士の判例集



- 最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、憲法・民法・行政法・商法の数多くの判例を掲載しています。

## 6 行政書士の5年過去問題集



- ・5年分の本試験問題を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に年度別に収録しています。
- ・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせずに、できなかった問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

## 7 行政書士の肢別問題集



- ・実際の本試験問題を素材にしながら、重要な論点を、選択肢ごとに分解し、1問1答形式で、知識を確認できる1冊です。
- ・選択肢（問題）ごとに、重要度ランク、肢を切るポイントを明示しているので、メリハリをつけた学習が可能です。

## 8 行政書士の40字記述式問題集



- ・過去問題を題材にした解法マニュアルと、過去問題&オリジナル予想問題が1冊に集約されています。
- ・一通りの学習が終わって、直前に40字記述式対策を行われる受験生が多いようですが、実力養成の学習と同時並行することで、より知識定着を図ることも可能です。

## 9 本試験をあてる TAC直前予想模試 行政書士



- ・出題傾向を徹底分析した予想問題を3回分収録しています。
- ・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっているので、実際の本試験を意識したシミュレーションを行うことができます。是非とも時間(180分)を計りながらチャレンジしてみましょう。

合 格 !

# CONTENTS

はじめに／(3) 本書の特長と効果的な学習法／(4)  
セパレートBOOK形式／(9) シールの活用方法／(10)  
行政書士試験の概要／(12) シリーズ紹介と活用法／(18)  
はじめての行政書士試験スタートアップ講座／(25)  
学習マップ／(26)  
科目別ざっくりガイド／(28)  
合格するための得点戦略／(32)

## 第1分冊



### 第1編 憲法

学習ガイダンス／2	
CHAPTER 1 総論 .....	8
1 憲法の意味 .....	8
2 憲法の基本原理 .....	13
CHAPTER 2 人権 .....	17
1 人権享有主体 .....	17
2 人権の限界 .....	26
3 幸福追求権 .....	31
4 法の下の平等 .....	38
5 自由権 .....	46
6 国務請求権 .....	74
7 参政権 .....	76
8 社会権 .....	79
CHAPTER 3 統治 .....	86
1 国会 .....	86
2 内閣 .....	97
3 裁判所 .....	102
4 天皇 .....	111
5 財政 .....	113
<b>第1分冊（憲法）用語さくいん .....</b>	117
<b>判例さくいん .....</b>	119

## 第2分冊

第2

### 第2編 民法

学習ガイダンス／122

CHAPTER 1 総則 .....	133
1 民法の基本原則 .....	133
2 能力 .....	136
3 失踪宣告 .....	153
4 意思表示 .....	155
5 代理 .....	169
6 条件・期限 .....	190
7 時効 .....	193
CHAPTER 2 物権 .....	208
1 物権 .....	208
2 不動産物権変動と登記 .....	212
3 占有権 .....	226
4 即時取得 .....	232
5 所有権 .....	236
6 用益物権 .....	247
7 担保物権 .....	251
CHAPTER 3 債権 .....	286
1 債権債務関係 .....	286
2 債権の保全 .....	295
3 債権譲渡・債務引受 .....	310
4 債権の消滅 .....	319
5 多数当事者の債権債務関係 .....	332
6 契約総論 .....	351
7 契約各論 .....	362
8 契約以外の債権発生原因 .....	388
CHAPTER 4 親族・相続 .....	406
1 親族 .....	406
2 相続 .....	418
<b>第2分冊（民法）用語さくいん .....</b>	<b>436</b>
<b>判例さくいん .....</b>	<b>438</b>

## 第3分冊



### 第3編 行政法

学習ガイドンス／442

CHAPTER 1 行政法の一般的な法理論 .....	454
1 行政法の基本原理 .....	454
2 公法と私法 .....	457
3 行政組織 .....	465
4 行政行為 .....	478
5 行政行為以外の行政作用 .....	495
6 行政強制・行政罰 .....	509
CHAPTER 2 行政手続法 .....	520
1 総則 .....	520
2 処分 .....	526
3 処分以外の手続 .....	539
CHAPTER 3 行政不服審査法 .....	549
1 総則 .....	549
2 審査請求 .....	554
3 審査請求以外の不服申立て .....	572
4 教示 .....	577
CHAPTER 4 行政事件訴訟法 .....	581
1 行政事件訴訟の類型 .....	581
2 取消訴訟 .....	588
3 取消訴訟以外の訴訟 .....	611
4 教示 .....	628
CHAPTER 5 国家賠償・損失補償 .....	631
1 国家賠償請求 .....	631
2 損失補償 .....	643
CHAPTER 6 地方自治法 .....	647
1 地方公共団体 .....	647
2 住民の権利 .....	657
3 地方公共団体の機関 .....	666
4 条例・規則 .....	678
5 公の施設 .....	682
6 国の関与 .....	686

第3分冊（行政法）用語さくいん	690
判例さくいん	692

## 第4分冊



### 第4編 商法

学習ガイダンス／696

CHAPTER 1 商法	700
1 商法総則	700
2 商行為	708
CHAPTER 2 会社法	714
1 総論	714
2 会社の設立	719
3 株式	730
4 会社の機関	744
5 剰余金の配当	767
6 その他	770

### 第5編 基礎法学

学習ガイダンス／778

CHAPTER 1 法学	782
1 法律用語	782
2 法の名称	795
CHAPTER 2 裁判制度	799
1 裁判所	799
2 裁判外紛争処理（ADR）	808

### 第6編 基礎知識

学習ガイダンス／814

CHAPTER 1 一般知識	820
1 国内の政治	820
2 國際政治	831
3 財政	842
4 経済	852
5 環境問題	863

6 社会保障	868
7 その他	876
CHAPTER 2 業務関連法令	886
1 行政書士法	886
2 戸籍法・住民基本台帳法	899
3 外国人	905
CHAPTER 3 情報通信・個人情報保護	910
1 情報通信用語	910
2 情報公開・公文書管理	921
3 個人情報保護法	926
CHAPTER 4 文章理解	944
1 文章理解	944
<b>第4分冊（商法・基礎法学・基礎知識）用語さくいん</b>	951
<b>判例さくいん</b>	953

## 第5分冊



### みんなが欲しかった！行政書士試験六法

日本国憲法	1
民法（抄）	9
国家行政組織法	95
行政代執行法	99
行政手続法	100
行政不服審査法	111
行政事件訴訟法	126
国家賠償法	135
地方自治法（抄）	136
行政書士法（抄）	169
個人情報の保護に関する法律（抄）	178

# はじめての行政書士試験 スタートアップ講座

本文に入る前に、ここで  
行政書士試験のざっくりした  
学習内容と重要項目30を  
見てみましょう!!



一緒に  
がんばりましょう!

# 学習マップ

行政書士試験の  
全科目関係を  
一覧にすると  
こんな感じ!



憲法や行政法みたいに  
国や役所と国民との  
間の法律関係を  
公法って呼ぶよ!

## 第1編 憲法

### 総論

法の下の平等  
自由権  
受益権  
参政権  
社会権  
⋮  
人権



### 統治

関連  
あり

関連  
あり

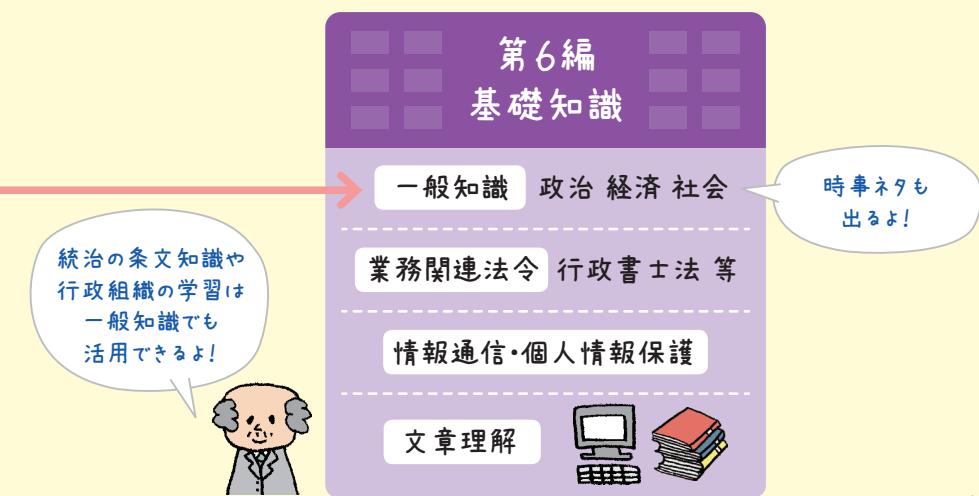
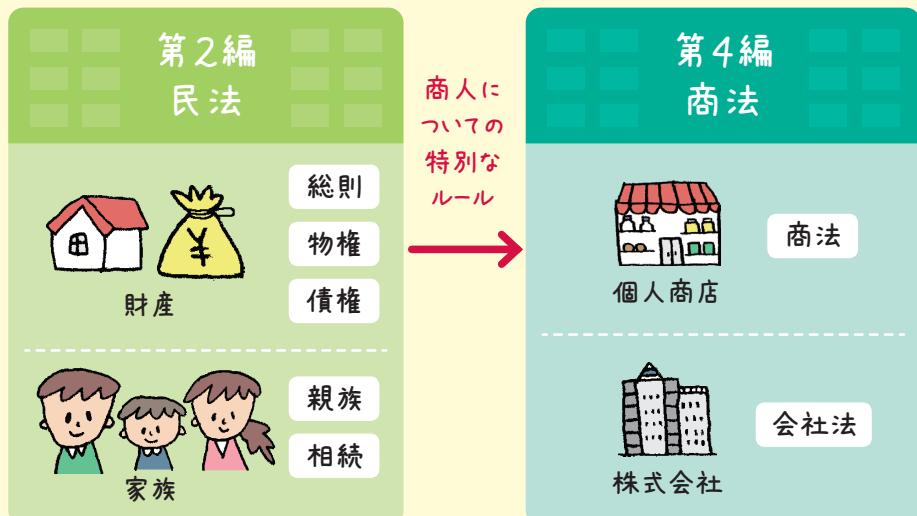
## 第3編 行政法

行政組織や  
行政法の  
基本ルール

### 行政法の一般的な法理論

行政手続法 行政不服審査法  
行政事件訴訟法  
国家賠償・損失補償  
地方自治法





各科目のはじめに、  
くわしい学習ガイダンスがあるよ



第1編

## 憲法

憲法（正式名は「日本国憲法」）とは、日本における法（ルール）の中で最高位に位置する一番大切な（根本的な）法です。

憲法は、全体に共通する基本原理を定めた総論、国民の権利について定めた人権、国の統治の仕組みについて定めた統治の3つに分けることができます。

### 公権力 (ex法律)

規制

○○の自由



憲法違反にならないの？

人権

立法権

国会

行政権

内閣

司法権

裁判所

国家権力

統治



総論はあまり試験に出ません。人権は判例、統治は条文を中心に学習します。

## 第2編

# 民法

民法とは、一般市民同士の**市民社会取引**について定めた法律です。

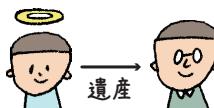
民法は、総則、物権、債権、親族・相続の4つのまとまりで構成されています。そして、総則・物権・債権をまとめ**財産法**、親族・相続は**家族法**といいます。したがって、民法は、財産や家族といった日常生活に関する身近な法律といえます。



具体的な事例が与えられて、それをどのように取り扱うか、という事例問題が出題の中心で、記述式問題も2題あります。事例問題対策には、簡単な図を書くのも効果的です。



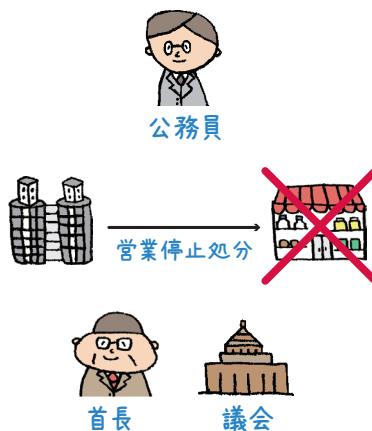
## 財産法



## 家族法

## 第3編

# 行政法



最も出題数が多く、配点も高い、最重要科目です。

行政法は、憲法と民法と違って、「行政法」という名称の法律が存在するわけではありません。行政法とは、**行政（行政権）に関するすべての法令の総称**で、行政に関する法全体を学習する科目になります。

行政書士試験の行政法では、行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償・損失補償、地方自治法が出題の中心とされています。行政法の一般的な法理論は具体的な法律すべてに共通するルールが中心で、他の5つは具体的な法律そのものが中心です。

## 第4編

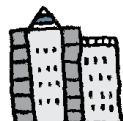
# 商法

商法は、民法と同じく国民同士の関係について定めている法律です。もっとも民法は一般市民同士の取引を対象としているのに対して、商法は個人商店や会社などの「商人」がお金儲け目的で継続的に行う取引を対象としています。

商法では個人商店（個人事業主）、会社法では株式会社を中心とした会社の組織・運営などについて定めています。



個人商店



株式会社



範囲が非常に膨大ですので、メリハリをつけた学習が重要です。すべてを学習しようとはせずに、出題可能性が高いテーマ（株主、会社の機関など）にしぼって学習しましょう。

## 第5編

# 基礎法学

基礎法学とは、法律を学ぶうえで知っておくべき基礎的な事項のことです。言い換えると、法律の規定を読み進めていくために必要な知識のことで、法学で学習します。

これに加えて、裁判所の仕組みや裁判外紛争処理手続きのような裁判制度なども出題されます。



法学

（法律用語・知識）



裁判制度



出題数（配点）が少ないので、学習ウェイトが低くてよい科目です。

基礎知識では、**政治・経済・社会**が出題される一般知識、**行政書士法**が中心となる**業務関連法令**、**個人情報保護法**と**情報通信用語**問題が中心となる**情報通信・個人情報保護**、国語（**現代文**）を内容とする文章理解が出題されます。



一般知識  
(政治・経済・社会)



業務関連法令  
(行政書士法等)



情報通信用語  
個人情報保護法



文章理解



14問（56点）中6問（24点）以上の合格ラインをクリアするためには、情報分野と文章理解の攻略がカギです。



スタートアップ講座でざっくりと  
イメージを持ち、各科目の学習  
ガイドanceで全体像を把握し、  
そして本文を読む、との流れで  
進めましょう！

次ページからは、合格する  
ための得点戦略と、  
そのために必ず押さえて  
おきたい重要項目30です。  
今後の学習をスムーズにできます！



## はじめての行政書士試験スタートアップ講座

合格するための

# 得点戦略

### 試験科目

科目		配点	5肢択一式 (1問4点)	多肢選択式 (1問8点)	記述式 (1問20点)
法令 46問	基礎法学	8点	2問		
	憲法	28点	5問	1問	
	行政法	112点	19問	2問	1問
	民法	76点	9問		2問
	商法	20点	5問		
基礎知識 14問	一般知識	20点	5問		
	業務関連法令	8点	2問		
	情報通信・個人情報保護	16点	4問		
	文章理解	12点	3問		

#### ①法律メイン科目

配点の大きい行政法と民法の2科目を学習のメインとします。

ここでは、2科目合計で188点中130点を必ず取ることを目指しましょう。実際に学習を始めてみて、どちらの科目が得意かによってバランス調整し、行政法が得意で民法が苦手だったら行政法100点と民法30点、民法が得意で行政法が苦手だったら行政法80点と民法50点といった感じです。

#### ②法律その他の科目

基礎法学、憲法、商法の3科目は、その他の科目という位置づけとします。初学者の方は、勉強に慣れるためという意味合いも込めて、メイン科目に入る前に憲法から学習を始め、メイン科目が終わったら商法、基礎法学に進むという順序がおすすめです。

ここでは、3科目合計で56点中半分の28点を必ず取ることを目指しましょう。

#### ③基礎知識

法令科目で200点取れたとしても、この科目で1問しか正解できなかった場合、計算上は204点の得点となりますが、この場合は不合格になってしまいます。この科目には固有の合格基準があり、6問24点以上得点することが必要となります。

ここでは、56点中半分の28点を取ることを目指しましょう。

得点戦略を可能にするために押さえておきたい重要項目30はコチラから

憲法  
1

# 外国人の人権 (人権享有主体)

第1編 CH 2 SEC 1

直近5年の出題履歴



日本には、日本人だけではなく、外国人も生活しているわけですが、日本国憲法に書かれている人権規定が、外国人にも保障されるかどうかの問題です。これに対しては、人権の性質に応じて日本人のみを対象としているものを除いて外国人にも保障されると解釈されています。例えば、**表現の自由や指紋押捺を強制されない自由**は外国人にも保障される一方、**選挙権**は外国人には保障されていません。

## ポイントと到達目標

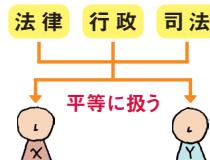
外国人への人権保障の有無を覚えることがポイントです。「指紋押捺を強制されない自由は、外国人には保障できない。」という問題文に対し、「**誤り**」と判断できるようになることを目指しましょう。

憲法  
2

# 法の下の平等

第1編 CH 2 SEC 4

直近5年の出題履歴



憲法14条1項は法の下の平等を規定し、人種、信条、性別、社会的身分、門地により差別されないことが保障されています。国家権力が法律を制定するにしても、合理的な理由による区別はかまいませんが、**合理的な理由のない差別的な規定**を設けた場合、憲法14条1項に違反し、無効とされます。最高裁では、非嫡出子（法律上婚姻していない男女から生まれた子）の相続分を嫡出子の2分の1と定めていた民法の規定を違憲無効と判断しています。

## ポイントと到達目標

14条1項に違反するかしないかの判例知識を覚えることがポイントです。「法定相続分について嫡出性の有無により差異を設け、非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とする規定は、憲法に違反する。」という問題文に対し、「**正しい**」と判断できるようになることを目指しましょう。

憲法  
3

## 表現の自由 (自由権)

第1編 CH 2 SEC 5

直近5年の出題履歴 R2、4、5



憲法21条1項では「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定されています。

ここに規定されていないものでも解釈で保障される権利もあります。例えば、**報道の自由**は、21条1項には記載されていませんが、21条1項の解釈として保障される人権の1つとされています。一方、**取材の自由**や、**筆記行為の自由**は、21条1項では保障されていないと解釈されています。

### ポイントと到達目標

21条1項の文言に記載のないものでも、その解釈として憲法上の人権保障が及ぶものといえるかどうかを覚えることがポイントです。**「取材の自由も、報道の自由と同様、憲法21条1項から直接保障される人権である。」**という問題文に対し、**「誤り」**と判断できるようになることを目指しましょう。

憲法  
4

## 国会・内閣・裁判所

第1編 CH 3 SEC 1~3

直近5年の出題履歴 R2、3、4、5、6



国家権力は一極集中させると権力が濫用され国民の権利が害されるおそれがあるため、立法権、行政権、司法権の3つに分け、それを別の機関に担当させる三権分立という仕組みがとられています。そして、立法権は**国会**、行政権は**内閣**、司法権は**裁判所**が担当するものとされています。国会、内閣、裁判所は、統治分野における頻出項目です。憲法41条から82条までの条文知識を充実させることを意識し、条文暗記を中心に準備すべき分野になります。

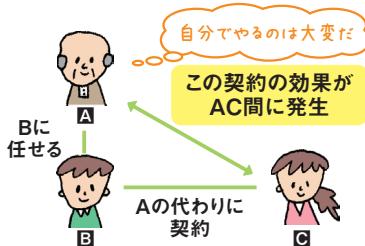
### ポイントと到達目標

国会、内閣、裁判所では、「権能の所在」を中心に、憲法の条文知識を整理していくことがポイントです。**「内閣総理大臣の任命を国会が行う。」**という問題文に対し、**「誤り」**と判断できるようになることを目指しましょう。国会に与えられた権限は内閣総理大臣の指名であって、その任命は天皇が行うものとされています。

# 代理

第2編 CH 1 SEC 5

直近5年の出題履歴 R4



代理権がないにもかかわらずAの代理人と称するB（無権代理人といいます）と取引した場合の処理に関するルールを覚えます。この場合、取引の相手方Cは、①Aに対して追認するかどうかの催告ができ、②Cが善意ならAが追認するまでは取消しでき、③Cが善意無過失ならB（制限行為能力者のときは除く）の責任を追及してBに履行または損害賠償を請求できます。また、無権代理人と相続の事例処理や、表見代理の法律関係についても合わせて覚えましょう。

## ポイントと到達目標

無権代理人の相手方ができることや本人が死亡して無権代理人が相続した場合の処理について覚えることがポイントです。「本人が追認した後でも無権代理人が善意なら取消しできる。」という問題文に対して「誤り」と判断できるようになることを目指しましょう。

# 所有権

第2編 CH 2 SEC 5

直近5年の出題履歴 一



所有権の学習は、①権利の取得関係、②隣人の権利との調整（相隣関係）、③共同所有の場合の法律関係（共有）を中心進めましょう。①では、A所有の材料にBが加工を加えて出来上がった完成物は原則A所有になると、②では、隣の土地からはみ出してきた根は切ってもいいけど枝は切っちゃダメなこと、③では、ABC3人で土地を共有している場合、Aは、保存行為や自分の持分の譲渡は単独で行えますが、土地の売却は単独では行えないといったことを覚えていきます。

## ポイントと到達目標

共有では、共有者の一人が単独でできるかどうかを覚えることがポイントです。賃貸借だと持分価格の過半数の同意が必要になります。「ABC3人の共有土地（持分均等）の賃貸借契約はAが単独で行える。」という問題文に対して「誤り」と判断できるようになることを目指しましょう。

第

1  
分冊

行政書士  
教科書

2025  
年度版



第1編 憲法

# 第1分冊

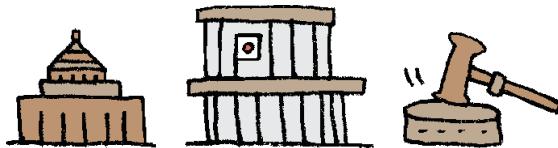
## CONTENTS

### 第1編 憲法

学習ガイダンス／2	
CHAPTER 1 総論	8
1 憲法の意味	8
2 憲法の基本原理	13
CHAPTER 2 人権	17
1 人権享有主体	17
2 人権の限界	26
3 幸福追求権	31
4 法の下の平等	38
5 自由権	46
6 国務請求権	74
7 参政権	76
8 社会権	79
CHAPTER 3 統治	86
1 国会	86
2 内閣	97
3 裁判所	102
4 天皇	111
5 財政	113
第1分冊（憲法）用語さくいん	117
判例さくいん	119

第 1 編

# 憲法

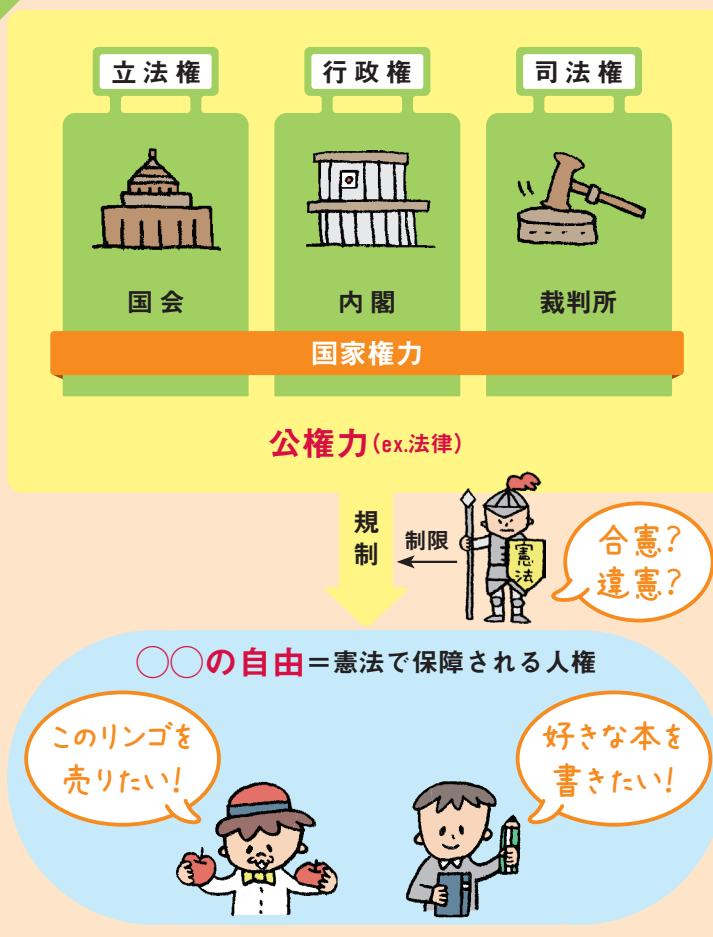


# 憲法

## 学習 ガイダンス

憲法とは、国民の権利や自由の保障を目的とし、国家権力を制限する内容のルールです。まず、①憲法とは何かという総論から始めて、②憲法が目的としている人権保障について、③そのための手段にあたる国家統治の仕組みについて、という順番で学習していきます。

### 全体像



# CHAPTERの特徴

## CHAPTER 1 総論

### 憲法

#### 自由の基礎法

人権を尊重するルール

#### 制限規範

国家権力を制限するルール

#### 最高法規

国の最高位に位置するルール

憲法とはどのようなルールなのか、なぜ憲法が必要なのか、憲法の基本原理とは何かを学びます。

### SECTION① 憲法の意味

#### 自由の保障



#### 憲法

#### 権力を制限

憲法は、国民の権利や自由を保障するため、国家権力を制限することを内容としたルールです。その憲法の特徴について学習します。

### SECTION② 憲法の基本原理

#### 人権尊重

#### 憲法

#### 国民主権

#### 平和主義

人権の尊重を目的とし、平和主義の下、国民主権による政治を行うことが憲法の基本原理です。ここでは、憲法の三大原理や憲法改正の手続について学習します。

## CHAPTER 2 人権

### 公権力(ex法律)

#### 規制

#### ○○の自由

憲法違反にならないの?  
△△

国民に保障された人権が公権力から規制を受ける場合、その規制が許されるかどうかを学習します。判例の結論を押さえながら、①国民にはどんな人権があり、②その制約は合憲か違憲かを見ていきましょう。

### SECTION① 人権享有主体



○○の自由  
外国人の場合  
の保障は?

国民ではない外国人や人間ではない法人にも人権保障があるか、公務員、在監者の場合はどうかを学習します。

### SECTION② 人権の限界

公権力

規制

○○の自由

公権力が国民の人権を制約できる根拠は何か、私企業が国民の人権を侵害する場合に憲法問題として扱えるかどうかを学習します。

### SECTION③ 幸福追求権

憲法13条



新しい人権

憲法14条以下には明記されていない権利も、憲法上の人権といえるかどうかを学習します。例えば、肖像権やプライバシーがこれにあたります。

### SECTION④ 法の下の平等

法律

行政

司法



平等に扱う

例えば、法律で各人の取扱いに差異を設けた場合に、性別や社会的身分による差別となり許されないのでないか、といったことを学習します。

### SECTION⑤ 自由権

公権力

規制

○○の自由

ほってい  
(國から○○  
させたくない)

どのような表現をするかやどのような職業を選択するかは自由なはずであり、公権力がこれを規制することが許されるかどうかを学習します。

### SECTION⑥ 国務請求権

公権力

要求

○○の権利

要求したい  
(國へ○○する)

国に希望を述べたり、裁判をやってもらったり、損害賠償請求や刑事補償請求をする権利について学習します。

### SECTION⑦ 参政権

国会議員



選挙

政治参加の権利である選挙権などについて学習します。

### SECTION⑧ 社会権

公権力

要の保護

○○の権利

助けたい  
(國に○○  
してもらう)

弱者保護の観点から、自分で所得を稼げない者の権利や、子どもが学習する権利、使用者に比べ立場の弱い労働者の権利について学習します。



## CHAPTER 3 統治



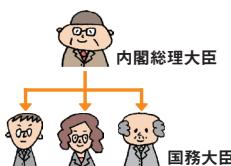
憲法は国家権力を制限するルールですが、その国家権力である国会・内閣・裁判所がそれぞれどんな仕事をするのかを学びます。条文知識を覚えることが中心です。

### SECTION① 国会



国会は何をするとところで、どんな仕組みで活動しているか、衆議院・参議院の仕事は何か、国会議員にはどんな特権があるかを学習します。

### SECTION② 内閣



内閣はリーダーたる内閣総理大臣とメンバーたる国務大臣で構成されますが、内閣は何をするとどころか、内閣総理大臣の仕事は何かを学習します。

### SECTION③ 裁判所



裁判所は法律上の争訟の裁判をするところですが、裁判所の組織、裁判官の身分保障、裁判所ができるることは何かを学習します。

### SECTION④ 天皇



天皇は象徴であって非政治的存在であることを念頭に置き、天皇はどんな仕事をしているかを学習します。

### SECTION⑤ 財政



税制の変更についてのルールや、一会计年度の收支の見積もりである予算、その報告である決算について学習します。



## 傾向と対策

憲法は、例年、**5肢択一式5問**(1問4点)と**多肢選択式1問**(1問8点)が出題されています(28点)。学習内容は、大別すると「人権」と「統治」になります。「人権」では裁判所の示した判断である判例の知識を得ること、「統治」では日本国憲法に書かれている条文の知識を覚えることが学習の中心になります。

### 5肢択一式

人権分野は、「〇〇〇に関する次の1～5の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものはどれか」というタイプの問題への対応を意識し、**判例知識の蓄積**を学習の中心に置きましょう。判例は、①憲法上の話として何が問題となっているのか(誰のどんな人権が制約されているか)、②公権力(法律、行政処分、裁判所の命令など)による制約は果たして妥当といえるのか、行き過ぎた制約やする必要のない制約になってしまっていないか、といった視点で読んでいくとよいでしょう。

一方、統治分野では、憲法41条～96条を中心に**条文知識**を覚えていく必要があります。条文暗記にあたっては、「〇〇の仕事は誰が行っているのか」を意識するとよいでしょう。例えば、内閣総理大臣を指名するのは国会の仕事ですが、内閣総理大臣を任命するのは天皇の仕事になっています。主語を正確に覚えていれば、問題文の記述に「内閣総理大臣の指名が天皇の仕事である」とあれば、「×」と判断できます。

### 多肢選択式

憲法では、例年1問、多肢選択式の出題があります。多肢選択式は、問題文にア・イ・ウ・エの4つの空欄があり、問題文の下欄に書かれている20個の選択肢の中から空欄を埋めるのに適切なものを選択し、アには1、イには2、ウには3、エには4というように、その番号をマークする形式です。**表現の自由**(21条)をテーマにした問題が多く出題されています。そして、**判例を題材**にした問題が出題されることが多いです。多肢選択式対策においても、**判例知識を蓄積**しておくことが有効です。

## SECTIONごとの出題履歴

		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
1 総論	1 憲法の意味			択	択						
	2 憲法の基本原理										
2 人 権	1 人権享有主体	択		択	多		択				
	2 人権の限界										
	3 幸福追求権		択					択			択2
	4 法の下の平等		択			択					
	思想良心の自由										
	信教の自由		択					択			
	表現の自由	多	多	多		多	択		択	択・多	
	学問の自由				択						
	職業選択の自由								択		
3 統 治	財産権			択				択			
	人身の自由						択		択		
	6 国務請求権									択	
	7 参政権				択	択					
	8 社会権	択			択		多				択
3 統 治	1 国 会		択			択	択	択		択	択2
	2 内 閣			択			択		択		
	3 裁判所	択	択			択		多	択・多		多
	4 天 皇				択						
	5 財 政	択		択						択	
その他総合問題		択				択		択		択	

## SECTION

## 1

## 憲法の意味

このSECTIONで学習すること

## 1 憲法とは

憲法ってどんなルールなの？

## 2 憲法の最高法規性

もし法律の規定が憲法に違反していたら、その法律はどうなるの？

## 3 三権分立

立法権は国会  
行政権は内閣  
司法権は裁判所

## 4 条文・判例の表記

憲法や法律の条文は条・項・号という文字を使って箇条書きになっているよ



問題集で確認！ ▶▶ 001



# 1 憲法とは

重要度 ★★★

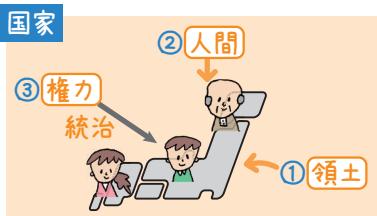
憲法は、国民の権利や自由の保障を目的とし、国家権力を制限するために作られた国の基本ルールです。← 神田Tのアドバイス①

日本では、日本国憲法(全103条、1946年11月3日公布<sup>\*1</sup>、1947年5月3日施行<sup>\*2</sup>)という名前がつけられています。

憲法とはどのようなルールであるかについて見てみましょう。

## 板書 憲法とは

国家 … ① 領土 があって、② 人間 が暮らしていて、  
③ 権力 で統治されているコミュニティ



### 国家を統治するには権力が必要

みんなで暮らしていくにはルールが必要で、ルール違反をする者は取り締まる必要もある

↓しかし

権力者は権力を濫用しがちで、歯止めをかける必要があるから、憲法を作って国家権力の濫用から国民を守ることにした

↓つまり

憲法は、国民の権利や自由の保障のために作られたルール(自由の基礎法)であり、国家権力を制限するルール(制限規範)といえる

神田Tのアドバイス②

## 神田Tのイントロ

憲法の定義自体が試験で頻出というわけではありませんが、これから学習する憲法がどのようなルールなのか、憲法の特徴を把握しましょう。



憲法典という文章の形式をとっているかどうかで憲法を定義することは「形式的意味の憲法」と呼ばれます。イギリスのように憲法はあっても成文の憲法典は持っていない国もあります。

### 語句 ※1

#### 公布

制定されたルールを国民に知らせること。

### 語句 ※2

#### 施行

制定されたルールの効力が発生すること。



憲法典という文章の形式をとっているかどうかではなく、内容が憲法といえるかどうかで憲法を定義することは「実質的意味の憲法」と呼ばれます。その中でも、権力を制限して国民の権利や自由を保障する内容の憲法は、「立憲的意味の憲法」と呼ばれています。

## 2 憲法の最高法規性

重要度 ★★★

### I 憲法と法律の上下関係

世の中には民法や刑法などの法律<sup>\*1</sup>というルールもあります。ただし、憲法が国の最高位に位置するルールであるため、国家権力が法律を作るとしても、憲法の規定に違反することはできません。

憲法と法律の上下関係について見てみましょう。

#### 板書 最高法規<sup>\*2</sup>

憲法と法律には上下関係がある

法律は憲法に適合する内容でなければならぬ



### II 憲法尊重擁護義務

憲法99条では、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と規定されています。これは国家権力の側にいる者に憲法を尊重し擁護する義務を負わせたものであり、国民にもそのような義務を負わせる条文ではありません<sup>\*3</sup>。

#### 神田Tのイントロ

憲法が法律よりも上位の概念であるということの意味を確認しておきましょう。

#### 語句 ※1

##### 法律

法律は社会秩序を守るためにルールです。国会によって制定されます。

…法律の改正は国会だけで行えますが、憲法の改正には国民投票が必要です。

#### 条文チェック ※2

憲法98条では、憲法は、国の最高法規であって、憲法の規定に反する法律、命令、詔勅、國務に関するその他の行為は効力を有しないことが規定されています。ここに条約が書かれていないことから、条約が国内で適用されるときに憲法との上下関係が問題となります。憲法の方が条約よりも優位すると考えられています。



例えば、憲法では「平等」であることが保障されていますので、不合理な差別を内容とする法律は、憲法に違反し、無効とされます。

#### ひっかけ 注意! ※3

「国民も憲法を尊重し擁護する義務を負うと明文で規定されている」として誤りとするパターンに注意。

## 3 三権分立

重要度 ★★★

権力は一極に集中させると濫用されるおそれがあるため、権力は分立させた方がよいと考えられています。

具体的には、国家権力を①立法権、②行政権、③司法権に分け、それを①国会、②内閣、③裁判所が担当するものとされています。

## 神田Tのイントロ

国会・内閣・裁判所の仕組みは、CHAPTER 3「統治」で学習します。

## 4 条文・判例の表記

重要度 ★★★

### I 条文の表記

憲法や法律の規定は箇条書きになっており、「憲法13条」などのように、「条」によって区分して表記されています。また、その「条」の中をさらに区分するときには、「項」や「号」を使用します。 ← 神田Tのアドバイス①

条・項・号といった条文表記の仕組みについて見てみましょう。

## 神田Tのイントロ

本格的に法律の学習に入る準備として、条文表記と判例表記の仕組みを見ておきましょう。

#### 板書 条・項・号

例えば、憲法22条2項といわれたら、オレンジ色の文字の部分を指します。

##### 憲法22条

- 1項 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2項 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

##### 普通の箇条書き

- |               |          |           |
|---------------|----------|-----------|
| 1. (1)① ..... | ② .....  | (2) ..... |
| 2. .....      | 3. ..... |           |

##### 法律の条文

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1条1項1号 ..... | 1条1項2号 ..... |
| 1条2項 .....   | 2条 .....     |
| 3条 .....     |              |

改正による場合、○○法98条の次に改正で新設された条文を追加するときに、99条ではなく、「98条の2」という枝番形式にして、後の条文番号がずれないようにする手法もあります。



## II 判例年日の表記

判例<sup>※1</sup>の年月日は、例えば「最大判昭50.4.30」のように表記しています。「最大判昭50.4.30」は、「最高裁判所の大法廷の判決で、昭和50年4月30日に出されたもの」という意味ですが、この表記の方法は以下のルールによります。

「最大判昭50.4.30」のような判例の表記のルールについて見てみましょう。

### 板書 判例の表記

「最大判昭50.4.30」

1文字目 「最」：最高裁判所  
「大」：大審院<sup>※2</sup>

2文字目 「大」：大法廷  
「表記なし」：小法廷<sup>※3</sup>

3文字目（2文字目の大がないときは2文字目）

「判」：判決（正式な形式による判断結果）  
「決」：決定（簡易な形式による判断結果）

4文字目（2文字目の大がないときは3文字目）

「明」：明治 「大」：大正 「昭」：昭和  
「平」：平成 「令」：令和

数字 「50.4.30」：50年4月30日

神田Tの  
アドバイス①

語句 ※1

### 判例

実際にあった事件に関する裁判所の裁判例のこと。

神田Tの  
アドバイス②

裁判所には、最高裁判所のほか、下級裁判所（高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所）もありますが、試験対策として学習する対象となるのは、最高裁判所の判例です。

語句 ※2

大審院（だいしんいん）  
明治時代から昭和初期の頃までに設置されていたもので、現在の最高裁判所の前身にあたる。

語句 ※3

### 大法廷・小法廷

大法廷は最高裁判所の裁判官15人全員の合議体で審理するところ。一方、小法廷は最高裁判所の裁判官のうち5人の合議体で審理するところ。

Advance ※4  
2回転目に読む  
刑事訴訟では検察官が起訴します。起訴された人を被告人といいます。

## III 裁判の登場人物

例えば、AがBにお金を支払わせるためBを訴えた場合、裁判を起こしたAを原告、裁判で訴えられたBを被告といいます<sup>※4</sup>。また、裁判は通常三審制ですので、第一審の判決に不服があれば上訴することもできます。地方裁判所が第一審の場合、一审判決に不服があれば高等裁判所に控訴でき、高等裁判所の二審判決に不服があれば最高裁判所に上告できます。控訴した人を控訴人、上告した人を上告人といいます。

## SECTION

## 2

## 憲法の基本原理

このSECTIONで学習すること

**1 憲法の三大原理**

- ①基本的人権の尊重
- ②国民主権
- ③平和主義

**2 主権概念**

国民主権とは「政治の主役が国民」ということ！

**3 憲法改正**

憲法改正はどんな手順で行われるの？ 法改正とは手續が違うの？



# 1 憲法の三大原理

重要度 ★★★

憲法の三大原理には、①**基本的人権の尊重**<sup>※1</sup>、②**国民主権**<sup>※2</sup>、③**平和主義**<sup>※3</sup>があります。

神田Tの  
アドバイス①

憲法では、基本的人権の尊重のため国民主権を採用し、これを平和という秩序の中で運営していくという統治システムが採られています。

人間が生まれながらにして有する権利を守るためににはどのような政治体制がよいのかについて見てみましょう。

## 神田Tのイントロ

間接民主政の仕組み(流れ)を理解できれば、十分です。

### 語句 ※1

#### 基本的人権の尊重

人権は人間として生まれれば当然に有するものであり、国家はこれを侵害してはならないこと。

### 語句 ※2

#### 国民主権

国の政治のあり方を最終的に決定する力や権威は国民にあること。  
…「政治の主役は国民である」ことを意味します。

### 語句 ※3

#### 平和主義

戦争についての深い反省に基づき、戦争の放棄を宣言すること。



憲法には1条の前に「前文」という文章が置かれています。これらの基本原理は前文にも明記されています。なお、前文も憲法の一部ですから、単なる政治的宣言にすぎないものではなく、法規範性を有しています。

### Advance ※4 2回転目で読む

憲法改正の国民投票といった直接民主的な仕組みもあります。このような仕組みは「レファレンдум」と呼ばれます。

## 板書 基本的人権の尊重と国民主権の関係

人権を守るためにには、統治の仕組みはどうどちらがよい？

王様のような権力者に  
政治を任せ  
(君主主権)

×

自分たちでルールを決  
めて政治を行う  
(国民主権)

○  
こっちの  
ほうかいい  
ただし

みんなで集まってルールを決めること(直接民主  
政)は物理的に難しい

↓  
そこで

自分たちの代表者を選挙で選んで、代表者にルール  
を決めてもらうことにした 間接民主政を採用 <sup>※4</sup>

## 2 主権概念

重要度 ★★★

## 神田Tのイントロ

「主権」には、①国家の統治権、②国家権力の最高独立性、③国政の最高決定権の意味があります。

「主権」の3つの意味について、具体例と組み合わせて見てみましょう。

## 板書 主権の意味

神田Tのアドバイス①

主権

- ①国家の統治権
- ②国家権力の最高独立性<sup>※5</sup>
- ③国政の最高決定権<sup>※6</sup>

例1 ○○の島の主権は日本国にある → ①の意味

例2 主権は国民に存する → ③の意味

## &lt;主権概念の具体例&gt;

意味	①国家の統治権	②国家権力の最高独立性	③国政の最高決定権
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国ノ<b>主権</b>ハ 本州、北海道、 九州及四國並ニ 吾等ノ決定スル 諸小島ニ局限セ ラルベシ(ポツダム宣言)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治道徳の法則 は、普遍的なも のであり、この 法則に従ふこ とは、自国の<b>主権</b> を維持し、他國 と対等に立たう とする各国の責 務であると信ず る(前文第3段落)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ここに<b>主権</b>が國 民に存すること を宣言し、この 憲法を確定する (前文第1段落)</li> <li>・天皇は、日本國 の象徴であり日 本国民統合の象 徴であつて、こ の地位は、<b>主権</b> の存する日本國 民の総意に基く (1条)</li> </ul>

主権という概念は3つの意味に分けられます。5肢択一式の問題では、5肢のうち③の意味の記述が4つ、②の意味の記述が1つあって、「他とは異なる意味のものはどれか」という問い合わせに対し、②の意味の記述の肢を選ぶといった問題に対応できるように意識しましょう。

神田Tのアドバイス①  
①は領土、②は独立国  
家、③は政治の主役と  
言葉を置き換えて、具  
体例がどれにあてはま  
るかを確認すると覚え  
やすい！

## 語句 ※5

国家権力の最高独立性

他の国に支配され  
ない統治権のこと。

## 語句 ※6

国政の最高決定権

国の政治のあり方を最  
終的に決める力や権威  
のこと。

### 3 憲法改正

重要度 ★★★

#### I 憲法改正の手順

法律の改正は国会だけの手続で行えますが、憲法の改正の場合、それとは異なる特別のルールが設けられています。

神田Tの  
アドバイス①

憲法改正の手順について、憲法96条のルールを見てみましょう。

#### 板書 憲法改正の手順(96条)

- 1 国会による発議 …各議院の総議員の三分の二以上の賛成が必要
- ↓
- 2 国民による承認 …特別の国民投票または国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成が必要
- ↓
- 3 天皇による公布 …国民投票で承認されたときは、天皇が、国民の名で、公布する

神田Tのイントロ

憲法改正のルールは96条に規定されています。試験での重要度は低いですが、憲法改正のプロセスは覚えておきましょう。

神田Tの  
アドバイス①



憲法改正にも限界があり、人権尊重の概念など改正してはいけない規定も存在するという考え方のことを「憲法改正限界説」と呼びます。

#### II 硬性憲法

神田Tの  
アドバイス②

通常の法改正と異なり、厳格な手続を踏まないと改正できない仕組みとなっている憲法のことを**硬性憲法**と呼びます。憲法改正が頻繁に行われている国でも、法律よりも改正手続が困難であれば、硬性憲法に分類されます。

神田Tの  
アドバイス②



反対概念は「軟性憲法」といいます。憲法改正であっても法改正と同様の手続で行える憲法のことを指します。テニスボールも握っても形が変わりにくい硬式のボールと、握ったら形が変わりやすい軟式のボールがありますね。

## 執筆者



神田理生（TAC行政書士講座専任講師）

1975年大阪府生まれ。慶應義塾大学法学部卒業。

TAC行政書士講座での講師歴は24年目となる。まったくの初学者から合格レベルに達するまでの道筋を示し、初学者がつまずきやすい箇所もケアしつつ、多くの初学者を合格へと導いてきた。

TAC出版からの著書には、「みんなが欲しかった！行政書士の教科書」「みんなが欲しかった！行政書士の問題集」「みんなが欲しかった！行政書士の最重要論点150」「行政書士 しっかりわかる講義生中継 憲法」「行政書士 しっかりわかる講義生中継 商法・会社法」などがある。

## 編集協力

滝澤ななみ

## 装丁

黒瀬章夫

## イラスト

matsu（マツモト ナオコ）

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ  
2025年度版 みんなが欲しかった！行政書士の教科書

発行日 2024年12月12日  
初版発行  
編著者 TAC株式会社（行政書士講座）  
発行者 多田敏男  
発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）  
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492  
FAX 03-5276-9674  
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2024

管理コード 11472P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。